

国税庁、農林水産省、経済産業省、
中小企業庁 同時発表

令和元年7月26日
自動車局貨物課

飲料配送中に貨物が毀損した場合の取扱いの明確化へ！ ～「飲料配送研究会報告書」等の公表～

国土交通省、国税庁、農林水産省、経済産業省及び中小企業庁は、飲料配送の関係者や法律の専門家等を構成員とする「飲料配送研究会」を設置し、本年2月から飲料配送に係る貨物の毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について議論を重ね、このたび、「飲料配送研究会報告書」をとりまとめました。あわせて、飲料配送中に貨物が毀損した場合の標準貨物自動車運送約款の適用細則を定めました。

飲料については、配送中に荷崩れ等が発生した場合、炭酸漏れ等の貨物の毀損状況が外観から判断しづらい面があり、こうした飲料の特性から、貨物に毀損が生じた場合、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、荷送人又は荷受人と運送事業者との間でトラブルとなるケースが発生しています。

これらは、飲料配送に関わる関係者間で、毀損範囲の決定や廃棄の費用負担等に関して、法律や標準貨物自動車運送約款を踏まえてどう処理すべきかについて、十分に共有等がされていなかったことに起因する面も大きいと考えられます。

このため、今般、飲料メーカー、飲料配送関係者、関係省庁及び法律の専門家により検討が行われ、荷崩れ等に際しての処理に関して、法律や標準貨物自動車運送約款がどのように運用されるべきかについて、「飲料配送研究会報告書」としてとりまとめられました。（概要は別紙参照。全文は国土交通省ホームページをご覧ください。）

あわせて、飲料配送中に貨物が毀損した場合において、標準貨物自動車運送約款に従うとどのように処理すべきか、同約款の適用細則を定めました。（詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。）

今後、飲料配送における貨物の毀損等が発生した場合には、本報告書等に沿った処理がなされるよう、関係省庁等と連携して飲料配送の関係事業者に周知を行います。

【参考】

- 飲料配送研究会報告書：<http://www.mlit.go.jp/common/001300834.pdf>
- 飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱いについて（適用細則）：<http://www.mlit.go.jp/common/001300843.pdf>

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 山浦、長沢

TEL：03-5253-8111（内線 41332） 直通：03-5253-8575

FAX：03-5253-1637